

2 役員【法第46条の2～第48条の2】

(1) 役員の種類及び人数

ア 医療法人には役員として、理事3人以上と監事1人以上を置かなければなりません。

(役員とは、理事(理事長含む)及び監事のことをいいます。)

ただし、診療所を1か所のみ開設する医療法人に限り、知事の認可を受けて、1人又は2人の理事を置くことができます。この場合でも、可能な限り、2人の理事を置いていただきます。
・・・・・・・・理事数特例認可申請書

(2) 役員の要件

成年被後見人又は被保佐人等、法第46条の2第2項に該当する者は、医療法人の役員になることはできません。役員は、自然人に限られますが、未成年者でも自分の意志で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば(義務教育終了程度の者)も役員になることができます。

役員の人的要件については「設立編」5ページを参照してください。

(3) 役員の任期

役員の任期は2年を超えることができません。

再任することは差し支えありませんが、社員総会及び理事会の決議を必要とします。

(4) 理事

ア 理事は、医療法人の常務を処理しなければなりません。

イ 理事には、医療法人が開設するすべての病院等の管理者を必ず入れなければなりません。ただし、多数の病院等を開設する医療法人で、離島など法人の主たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者については、知事の認可を受けた場合、理事に加えないことができます。

管理者たる理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うこととなります。

ウ 管理者を変更する場合は、原則として、理事の交代となりますので、社員総会(評議員会又は理事会)で選出することとなります。選任後は、役員変更届により、知事あてで保健所に届け出なければなりません。【施行令第5条の13】

この届出のほか、病院等の管理者変更の手続も必要です。

……………病院(診療所、助産所)開設変更届

エ 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内にこれを補充しなければなりません。

(5) 理事長【法第46条の3】

ア 理事のうち1人は理事長とし、定款等の定めにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出することとなります。

理事長は医療法人を代表し、その業務を総理します。

なお、理事長を医師又は歯科医師とした趣旨は、医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因した問題が引き起こされるような事態を未然に防止しようとするものです。

イ あらかじめ知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから、理事長を選出することができることとなっています。しかし、この認可を受けるには一定の要件が必要となります。

(6) 監 事【法第46条の4第3項・第48条】

ア 監事は、理事又は医療法人の職員（従業員）を兼ねてはいけません。

監事の職務は、次のとおりです。

- ・業務を監査すること
- ・財産の状況を監査すること
- ・業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること
- ・業務又は財産に関し不正の行為等を発見したときは、知事又は社員総会に報告すること

イ 監事の選任に当たっては、監事としての職務を適正に行える方を選んでください。

(7) 役員の改選【法第46条の2第3項】

ア 理事長、常務理事、理事、評議員、監事など定款等で定める役員は任期が定められており、2年を超えることができません。

したがって、任期ごとに社員総会（財団では評議員会又は理事会）において改選を行わなければなりません。

この場合、総会で選ぶのは理事及び監事で、理事に選ばれた者は、理事会において理事長を互選します。

イ 前述のとおり、法第46条の2第2項に該当する者は、役員になることはできません（前ページ参照）。